

学校感染症と出席停止期間の基準

★下記の感染症に罹患したときは、直ちに学校に連絡し医師の指示のもと出席を控えてください。

その期間は出席停止とし、欠席扱いにはなりませんので治療に専念してください。

★出席停止があけて登校後、病院受診をしたことがわかるもの（簡易検査の結果、薬の説明書等）を提出していただきますので、ご協力よろしくお願いします。

分類	考え方	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱 後2日を経過するまで * 発症日を0日目とする
		百日咳	特有の咳が消失するまで 又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
		風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂痂化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで * 発症日を0日目とする * 発症から10日を経過するまではマスク着用にご協力ください
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症（O157）	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・A 型肝炎、B 型肝炎 ・手足口病 ・伝染性赤斑（りんご病） ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎	など